

70歳以上の運転者の方へ

～運転免許更新の際のお知らせ～

受講通知が届いたら、すぐに受講予約をしてください。

○ 70～74歳の方

更新手続きの前に、高齢者講習を受講してください。

○ 75歳以上の方

更新手続きの前に、認知機能検査を受検し、その結果に基づき、高齢者講習を受講してください。

認知機能検査・高齢者講習実施機関情報

2019年3月15日現在

※最短予約可能日は上記調査日におけるものであり、申込時においては既に予約で埋まっている場合もあります。

市町村	教習所名 (電話番号)	実施予定							最短予約可能日			
		開始時間	月	火	水	木	金	土	日	認知機能検査	高齢者講習	
											2時間講習	3時間講習
中 毛 地 区	前橋 大渡自動車学校 027-251-4037	10:00								6月26日	6月15日	5月30日
		13:50										
	前橋 群馬県自動車教習所 027-251-2321	9:00	○	○	○	○	○			7月31日	6月4日	6月4日
		14:00	○	○	○	○	○					
	前橋 前橋天川自動車教習所 027-261-0840	9:50								5月14日	5月23日	5月23日
		13:50	○	○	○	○	○					
	前橋 前橋自動車教習所 027-233-1155	8:50	○	○	○	○	○	○		6月9日	6月20日	6月19日
		13:50	○	○	○	○	○	○				
	前橋 前橋東部高齢者講習会場 027-230-3344	8:40	○	○	○	○	○			7月3日	6月25日	6月6日
		13:10	○	○	○	○	○					
伊勢崎	伊勢崎自動車教習所 0270-24-1515	10:00								7月9日	8月28日	6月18日
		13:50	○	○	○	○	○					
伊勢崎	赤城自動車教習所 0270-62-0135	11:00		○		○				4月17日	6月11日	5月28日
		13:50		○								
高崎	高崎モータースクール 027-384-8910	9:00		○	○	○	○		○	5月18日	6月4日	5月29日
		13:50		○	○	○	○		○			
西 藤岡	藤岡モータースクール 0274-23-6666	9:30								6月5日	6月2日	6月8日
		13:30			○	○	○					

毛 藤岡	かぶら自動車教習所 0274-42-0790	10:00	○		○	○	○			5月4日	6月12日	6月13日
		14:00	○	○	○	○	○					
毛 藤岡	柳瀬橋自動車教習所 0274-42-0671	9:30								6月5日	5月23日	5月29日
		13:20	○		○		○	○				
地 富岡	西毛自動車教習所 0274-62-3711	9:40	○		○		○			4月4日	3月29日	3月29日
		13:20	○		○		○					
区 安中	安中自動車教習所 027-382-1562	9:00								5月8日	5月16日	4月26日
		12:50		○	○							
東 太田	太田自動車教習所 0276-31-6284	9:50	○	○	○	○	○	○		4月24日	5月8日	3月19日
		15:00	○	○	○	○	○	○				
東 太田	金山自動車教習所 0276-45-8822	10:00		○	○	○	○	○	○	6月26日	7月18日	5月11日
		13:30		○	○	○	○	○	○			
毛 太田	群馬にっただ自動車教習所 0276-57-0011	9:30								4月10日	4月3日	4月1日
		13:30	○	○		○	○					
地 館林	館林自動車教習所 0276-72-3524	9:30	○	○	○	○	○			4月25日	5月31日	5月7日
		13:40	○	○	○	○	○					
区 桐生	トヨタライビングスクール群馬 0277-44-0601	9:00	○	○						6月11日	5月20日	5月21日
		13:00		○								
桐生	桐生自動車教習所(※1) 0277-47-5555	9:20				○		○		6月18日	6月2日	6月4日
		13:20	○		○	○	○	○				
北 渋川	南渋川自動車教習所 0279-22-1945	9:30								6月19日	5月9日	5月13日
		13:00										
毛 沼田	谷川ドライビングスクール 0278-22-4461	10:00								4月11日	5月17日	5月1日
		13:40										
地 沼田	沼田自動車教習所(※2) 0278-24-4811	9:30								4月17日	4月11日	4月11日
		13:20	○	○		○						
区 中之条	中之条町自動車教習所 0279-75-2570	8:40								5月15日	6月6日	6月12日
		13:30										
長野原	西吾妻自動車教習所(※2) 0279-85-2225	8:20								5月7日	6月6日	6月7日
		13:00		○	○	○	○					
中 毛 前橋	群馬県安全運転学校(※3) 027-252-0576	8:30								5月9日		
		13:30										

※1 桐生教習所では、二輪・原付講習は実施していません。

※2 沼田教習所と西吾妻教習所では、二輪講習は実施していません。

※3 群馬県安全運転学校では、高齢者講習は実施していません。

本件に関するお問い合わせは、群馬県警察本部交通部運転管理課講習係
(027-253-7573)までお願いします。

運転免許証を更新される70歳以上の方へ

※75歳以上の方は、先に認知機能検査を受けなければなりません。

「高齢者講習」は、加齢による身体機能の低下が運転にどのような影響を及ぼすかを理解してもらう講習で、高齢者の安全運転を支援することを目的としています。

運転免許証の有効期間満了日における年齢が70歳以上の方が、運転免許証の更新を受けようとするときは、有効期間が満了する日の前6ヶ月以内に高齢者講習を受けていなければならず、さらに、年齢が75歳以上の方は、高齢者講習を受講する前に「認知機能検査」を受けておかなければなりません。

認知機能検査は記憶力や判断力の状況を確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。検査結果に基づいた、きめ細やかな高齢者講習を受講していただくためのものです。

なお、検査の結果、記憶力・判断力が低下していると認められた方でも免許証の更新はできますが、臨時適性検査等（専門医の診断書提出を含む。）を受けていただく必要があります。そして、認知症と診断された場合は、運転免許の取り消しや停止などの処分が行われます。

また、免許更新にかかわらず75歳以上の方が、信号無視・一時不停止等の違反行為（基準行為）を行った場合は、臨時認知機能検査を受けなければなりません。

1 認知機能検査の内容

◆認知機能検査は満了日の6ヶ月前から受検することができます。

年 齢	75歳未満(70歳～74歳)	75歳以上
認知機能 検 査		時間の見当識、手がかり再生、時計描画の 3検査です。
		検査時間 約30分
		検査料金 750円

※75歳以上の方が基準行為を行った場合に受ける「臨時認知機能検査」も、検査内容、検査料金は同じです。

2 高齢者講習の内容

◆高齢者講習は満了日の6ヶ月前から受講することができます。

高齢者講習は、認知機能検査の結果に基づいて行われ、結果に応じて講習内容・所要時間・講習手数料が異なります。

区 分	講 習 内 容	講習時間	講習手数料
75歳未満の方、及び 記憶力・判断力に心配	講義・運転適性検査・実車指導	120分 (60分)	5,100円 (2,250円)

ない方			
記憶力・判断力が少し低くなっている方	講義・運転適性検査・実車指導・個別指導	180分 (120分)	7,950円 (4,450円)
記憶力・判断力が低くなっている方	講義・運転適性検査・実車指導・個別指導	180分 (120分)	7,950円 (4,450円)

※ () 内の講習時間・講習手数料は小型特殊免許のみの方が該当です。

(手数料改定：平成30年4月1日)

3 各通知書の発送について ◆通知書が届いたら早めの予約をお願いします。

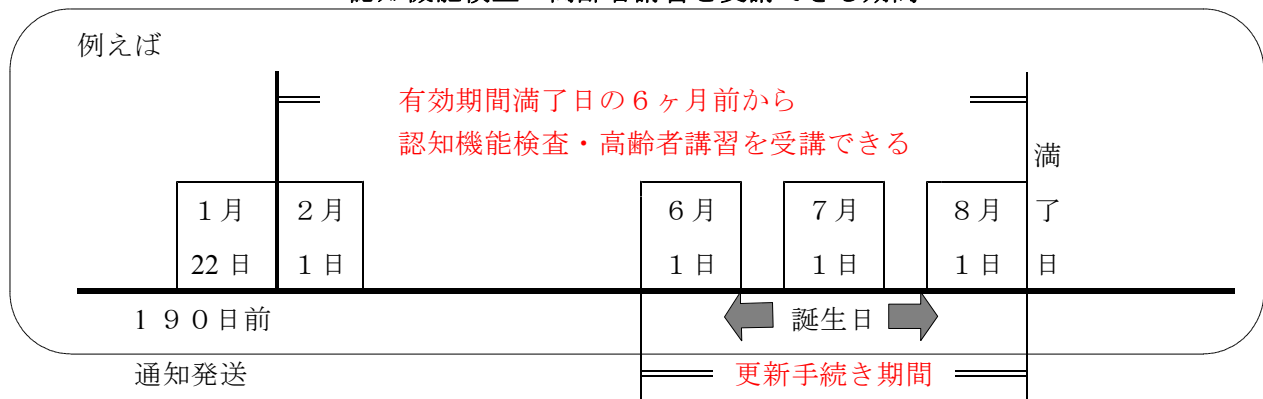
運転免許証の、有効期間満了日の190日前（満了年の誕生日の約5ヶ月前）に

- ・75歳未満の方には、高齢者講習通知書
- ・75歳以上の方には、認知機能検査通知書

を、発送しています。

75歳以上の方は、先に認知機能検査を受けていないと、高齢者講習が受けられません。通知書が届きましたら、早く認知機能検査を受けてください。

認知機能検査・高齢者講習を受講できる期間



- ・受検（講）場所は、県内の教習所等です。
- ・季節にもより各教習所とも大変混雑が予想されますので、希望どおりの日時場所での受検（講）が困難な場合もあります。
- ・認知機能検査通知書・高齢者講習通知書が届きましたら、速やかに予約申し込み手続きをしてください。

4 認知機能検査の判定基準等について ◆臨時認知機能検査も同様です。

認知機能検査は認知症の診断を行うものではなく、運転に不可欠な記憶力・判断力の状況を確認し、その結果を踏まえた安全運転の支援を行うことを目的としています。

認知機能検査は、30分程で終了する比較的簡易なもので、その内容は

- 時間の見当識・・・・・・・・・・時計を見ずに現在の年月日時曜日を問う検査
- 手がかり再生・・・・・・・・・・イラストを見て記憶力を問う検査
- 時計描画・・・・・・・・・・空間把握能力等を問う検査

の3検査が行われ、結果は点数で評価されて

- 総合点49点未満・・・・・・・・・・記憶力・判断力が低くなっている（第1分類）
- 総合点49点以上76点未満・・記憶力・判断力が少し低くなっている（第2分類）
- 総合点76点以上・・・・・・・・・・記憶力・判断力に心配ない（第3分類）

と区分され、後日文書で通知されます。

認知機能検査は、高齢者講習の受講前に受けておかなければなりませんので、認知機能検査通知書が届きましたら、県内のどこの教習所等でも受検可能ですので検査の申込みをしてください。

5 基準行為と臨時認知機能検査について

記憶力・判断力が低下した場合に行われやすい違反には下記のような違反があります。

違 反 名（基準行為）		
○ 信号無視	○ 通行禁止違反	○ 通行区分違反
○ 横断等禁止違反	○ 進路変更禁止違反	○ しゃ断踏切立ち入り等
○ 交差点右左折方法違反	○ 指定通行区分違反	○ 環状交差点左折方法違反
○ 優先道路通行車妨害等	○ 交差点優先車妨害	○ 環状交差点通行車妨害
○ 横断歩行者等妨害等	○ 横断歩道付近歩行者妨害等	○ 徐行場所違反
○ 指定場所一時不停止等	○ 合図不履行	○ 安全運転義務違反

75歳以上の方が上記違反行為を行った場合には、臨時認知機能検査を受けなければなりません。

臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された方は臨時適性検査等を受検しなければなりません。また、認知機能が低下していると判定された方は臨時高齢者講習を受講しなければなりません。

臨時認知機能検査の受検、臨時高齢者講習の受講、及び臨時適性検査受検等については、やむを得ない理由なく一定期間内に受検（講）しなかった場合は、運転免許の取消し又は運転免許の効力停止等の処分がされることになります。